

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第14号

令和8年4月17日監査公表第9号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年5月26日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
8財第173号
令和8年4月13日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

様

福島県知事 内堀雅雄

随時監査に係る措置状況について（通知）

令和8年3月17日付け7福監第612号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

随時監査に係る措置状況について

監査対象機関 土木部
監査対象年度 令和4年度～令和7年度
監査実施年月日 令和8年3月13日

指摘・勧告事項	措置状況
「指摘事項」	（原因）

内部統制及び補助金交付の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

甲町の令和5年度及び令和6年度の市町村下水道事業等補助金について、チェック体制が整っていなかったため、補助対象に該当しないにもかかわらず、誤って補助額を県南建設事務所に内示し、同建設事務所において交付を決定し、補助金を交付している。

補助金交付額

令和5年度 153,000円

令和6年度 95,000円

「是正又は改善の意見」

補助金交付の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。

今回の事案の原因は以下のとおりである。

- 1 申請内容の審査に係るマニュアルやチェックリストが整備されていなかった。
- 2 担当職員は、申請内容が正しいという思い込みにより、確認が不十分なまま補助対象とした。
- 3 管理職員等による組織的なチェックも不十分であった。

(処理状況)

令和8年3月18日

甲町に対し補助金返還に向けた協議を行った。

甲町から、令和7年度内に返還するとの了承を得た。

(今後の対応)

市町村下水道事業等補助金交付事務について、以下のとおり対応する。

- 1 申請内容等の審査に係るマニュアル等を作成し、市町村に提出を求める書類を明確にする。
また、交付要件の審査に係るチェックリストを作成し、新任者でもチェックに漏れがないよう審査事務の適正化を図る。
- 2 市町村に対し、説明会等を実施して、当該補助金の交付要件等について十分説明する。
- 3 担当職員は補助金交付要件の審査を適切に実施し、管理職員は建設事務所への補助金内示前に十分確認する。

(監査総務課)

監査公表第15号

令和8年3月13日監査公表第5号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年5月26日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子
 7 教財第1759号
 令和8年3月30日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

随時監査に係る措置状況について（通知）

令和8年2月9日付け7福監第521号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

随時監査に係る措置状況について

監査対象機関 安達高等学校
 監査対象年度 令和6年度

監査実施年月日 令和7年12月24日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 補助金等の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和6年度のタブレット端末等購入支援に係る補助金申請書類5件236,000円分及び高校生等奨学給付金に係る申請書類2件244,200円分について、事務室で受領したことが職員間で共有されず、金庫に保管したまま、収受及び高校教育課への進達を行わなかったため、保護者の申請から1年2か月以上経過して過年度支出している。</p> <p>また、高校生等奨学給付金については、国の補助対象年度を経過したため、全額県費で支払っている。</p> <p>申請年月日 タブレット端末等購入支援に係る補助金 令和6年7月4日、5日、10日 高校生等奨学給付金 令和6年7月9日、11日 進達年月日 令和7年8月5日 支払年月日 令和7年9月16日</p> <p>「是正又は改善の意見」 補助金等の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、文書等の管理体制を構築すること。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類の受付手順等が明確になっておらず、担当者不在時に受け取った際の処理が適切に行われなかった。 2 金庫の中の整理整頓がされておらず、申請書類が保管されていることが分からなかった。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年10月29日 申請書類の受付手順や金庫の使用方法を定めた再発防止策を策定し、職員会議で職員に周知した。 2 令和7年10月30日、11月28日、12月26日 金庫に保管されている書類や現金の整理・点検を行った。 <p>(今後の対応)</p> <p>補助金等の事務手続に当たっては、以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類の受付手順の明確化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務室職員は、生徒等から申請書類を受け取ったら直ちに、受理簿に氏名や日時等を記載する。 (2) 担当者不在の場合に受け取った職員は、受理簿記載後、申請書類を受理簿とともに担当者に確実に引き継ぎ、口頭での報告も徹底する。担当者は、申請書類を書類キャビネットに保管する。 2 金庫の管理・整理の徹底 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金庫に書類を一時的に保管するときは、「金庫使用簿（書類）」に記載する。 (2) 毎月末に、金庫に保管されている書類及び現金等の整理・点検を行う。

(監査総務課)

監査公表第16号

令和8年4月24日監査公表第11号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年5月26日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子
 8 教財第68号
 令和8年4月14日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子
 様

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

令和7年度財政支援団体等監査に係る措置状況について（通知）

令和8年3月17日付け7福監第618号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
（別紙様式）

財政支援団体等監査に係る措置状況について

監査対象機関 公益財団法人福島県学術教育振興財団
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和8年2月3日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制及び会計経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和6年度決算において、令和5年度決算で一般正味財産に計上していた1,041,252,646円のうち出^{えん}捐金1,021,000,000円を指定正味財産に修正計上する会計処理に当たって、組織内でのチェック体制が機能しておらず、以下のとおり不適正な財務諸表を作成している。</p> <p>1 貸借対照表において、指定正味財産に出捐金を修正計上する際に、誤って本来一般正味財産として計上しておくべき額も併せて指定正味財産に計上している。また、当該修正に係る会計伝票を作成していない。</p> <p>2 1の誤りにより、正味財産増減計算書において、一般正味財産で増減計上すべき令和6年度の損益を全て指定正味財産で増減計上している。</p> <p>3 貸借対照表において、令和5年度期末一般正味財産に計上しておくべき1,041,252,646円を誤って指定正味財産に全て計上している。また、正味財産増減計算書においても同様に、令和5年度一般正味財産増減額に計上しておくべき額を指定正味財産増減額に全て計上している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 会計処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織内のチェック体制を確立すること。</p>	<p>（原因） 事務局職員の公益法人会計事務、制度の知識、理解不足及び組織的なチェック体制が不十分であったこと。</p> <p>（処理状況） 本指摘事項について事務局長を含む事務局職員全員に共有し、今後の会計処理及び決算処理について適正に行うよう周知徹底した。また、公益法人会計に係る専門知識を習得するため、研修を受講することとした。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>1 適正な会計処理を行った上、令和7年度決算において、正味財産を正しく区分して計上する。</p> <p>2 次年度理事会において、組織内のチェック体制の不備により不適正な財務諸表を作成して令和6年度決算を行ったこと及び今後の再発防止策について報告する。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 専門的知識の向上 事務局長以下、決算業務に関わる全ての職員が公益法人会計に係る各種研修を受講し、事務局職員の知識を高める。</p> <p>(2) 会計業務マニュアル（引継書）の共有と充実 会計業務マニュアル（引継書）を精査した上で内容の充実を図り、事務局職員全員が共有するとともに、担当職員が代わっても適正な書類が作成できるよう努める。</p> <p>(3) 内部統制の強化 会計処理及び決算書類等の作成に当たっては、会計業務マニュアル（引継書）にしたがって、管理職員、担当者、副担当者による複数名でのチェックと根拠規程の確認を徹底するなど、適正な会計実務を維持できる体制を構築し、内部統制の強化を図る。</p>

（監査総務課）